

兵庫県市町組合立学校臨時的任用教職員・非常勤嘱託員募集要項

兵庫県教育委員会

1 任用予定校

兵庫県内の市町組合立学校（神戸市立を除く。）

※ 兵庫県立学校については、兵庫県教育委員会事務局教職員課にお問い合わせください（裏面 10 を参照）。

2 任用期間

原則として1ヶ月以上、1年以内

ただし、学校の状況によっては1ヶ月未満の短期間での任用もあります。

任用の時期は、欠員が生じた時点で年間を通じて随時行われます。

（参考：任用が多い時期は4月当初です。例えば、4月から任用を希望される方は、当年の1月下旬までに、登録申込書を提出してください。）

3 職種及び勤務条件

（1）臨時講師

常勤で教諭、養護教諭、栄養教諭に準ずる職務に従事します。

給料(月給)の他、教職調整額、調整手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

（2）臨時事務職員、臨時学校栄養職員

常勤で事務職員、学校栄養職員に準ずる職務に従事します。

給料(月給)の他、地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

（3）非常勤講師

基本的には、週当たり決められた時間を勤務します。報酬（月額）の他、通勤回数に応じて通勤旅費が支給されます。

4 資格等

臨時講師、非常勤講師：当該校種の教員免許状を所有（取得見込みも含む）し、心身ともに健康である者。

臨時講師（養護担当）：教員免許状（養護教諭）を所有（取得見込みも含む）し、心身ともに健康である者。

臨時講師（栄養担当）：教員免許状（栄養教諭）を所有（取得見込みも含む）し、心身ともに健康である者。

臨時事務職員：心身ともに健康である者

臨時学校栄養職員：栄養士の資格を有し（取得見込みも含む）、心身ともに健康である者。

5 登録手続及び受付

登録は教育事務所ごととなっており、各教育事務所管轄の市町組合については、「兵庫県市町組合立学校臨時的任用教職員・非常勤嘱託員登録申込書」の（注意事項）7を参照してください。登録は年間を通じて随時受け付けております。所定の「兵庫県市町組合立学校臨時的任用教職員・非常勤嘱託員登録申込書」に必要な事項を記入し、9に記載の教育事務所 総務課（講師等登録担当）へ、郵送または持参してください。

6 登録の有効期間

有効期間は登録を希望された年度（4月～翌年3月）限りとします。年度を越え、さらに任用を希望する場合は、再度登録してください。

7 任用の方法

登録後、各教育事務所管轄の市町組合立学校の該当の校種等に欠員が生じた時に、市町組合教育委員会が本人あてに直接、電話で連絡し、任用の希望等を再確認させていただきます。市町組合教育委員会は面接等を行った上で任用の可否を決定します。

8 登録申込書の配布場所

兵庫県教育委員会各教育事務所のホームページからダウンロードできます。登録申込書は共通様式となっていますので、希望する教育事務所ごとに作成し、郵送または持参してください。

(なお、申込書は「表面」と「裏面」の2枚がありますが、提出する際には、必ず、「表面」と「裏面」を両面印刷、または両面コピーを行い1枚にしてから提出してください。)

阪神教育事務所 (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~m-hanshin-bo/kyoushokuintantou/k0.htm>)

播磨東教育事務所 (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~higahari-bo/soumu/rinsai/t1.pdf>)

播磨西教育事務所 (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~nakahari-bo/soumuka/kousitouroku.html>)

但馬教育事務所 (http://www.hyogo-c.ed.jp/~tajima-bo/99_download/rinji-ninyou/kinyuu.html)

丹波教育事務所 (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~tanba-bo/soumu/rinji.html>)

淡路教育事務所 (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~awaji-bo/soumu/info11.20/koushi.htm>)

※ 登録申込書を郵送にて取り寄せたい(ダウンロードで印刷できない)場合は、返信用として長3号封筒に返送先を明記の上、82円切手を貼付し、送付してください。その際、「臨時的任用教職員・非常勤嘱託員登録申込書送付希望」と朱書きしてください。

9 登録申込書の提出先及び問い合わせ先

阪神教育事務所	〒662-0854	西宮市櫛塚町2-28 TEL (0798) 39 - 6152 (内線402, 403)
播磨東教育事務所	〒675-8566	加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL (079) 421 - 1101 (内線592)
播磨西教育事務所	〒670-0965	姫路市東延末3-12 TEL (079) 281 - 9581
但馬教育事務所	〒668-0025	豊岡市幸町7-11 TEL (0796) 23 - 1001 (内線604)
丹波教育事務所	〒669-2341	篠山市郡家451-2 TEL (079) 552 - 7484
淡路教育事務所	〒656-0021	洲本市塩屋2-4-5 TEL (0799) 26 - 3203

10 その他

- 登録内容に変更が生じた場合は、必ずハガキや電話等で連絡してください。
- 任用には限りがありますので、登録されても任用できない場合があります。
- 兵庫県立学校の臨時的任用教員・非常勤講師を希望される方は、兵庫県教育委員会事務局教職員課へお問い合わせください。

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・業務改善班(県立学校担当)

〒650-8567(この番号を使うと住所の記載は不要です)

TEL (078) 341 - 7711 (内線5656)

FAX (078) 362 - 4284